

# 小菅村耐震改修促進計画 改訂版

R8年3月改定  
小 菅 村



# 小菅村耐震改修促進計画

## 序 章

### 1 計画の目的

小菅村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

#### 耐震化の必要性について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その後も、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）など大規模地震が発生し、特に平成23年3月の東日本大震災では、津波被害を含め甚大な人的被害が生じました。これらの教訓を踏まえ、国は「いかなる大規模な地震や津波が発生しても、人命を守り、経済社会が致命的な影響を受けないようにする」ことを目的として、ハード面とソフト面の両方から総合的な防災・減災対策を推進するものとしています。平成25年11月には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、同年12月に施行されました。これに基づき、平成26年3月には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、建築物の耐震化を国や地方公共団体が連携して進めることが示されています。一方、東日本大震災以降も、熊本地震（平成28年）、大阪府北部地震（平成30年）、北海道胆振東部地震（平成30年）、能登半島地震（令和6年）など、大規模地震が相次いで発生しています。特に南海トラフ地震や首都直下地震は切迫性が高く、発生までの時間は限られています。このため、建築物の耐震改修を効果的かつ効率的に進めることが求められています。本計画は、これらの背景を踏まえ、町内の住宅や建築物の耐震化を計画的に促進し、地震災害による町民の生命と財産への被害を最小限に抑える安全・安心な減災社会の実現を目的としています。

### 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に基づき策定したものです。

また、小菅村地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

### 3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年を計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて目標や計画内容、施策の見直しを行います。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
- イ 首都直下地震M7（立川市直下）
- ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間
- エ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 扇山断層
- キ 身延断層
- ク 塩沢断層帯
- ケ 富士川河口断層帯
- コ 首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

### （1）想定される地震の規模

想定される地震の規模は次のとおりです。

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（令和8年3月））

想定される地震	想定される地震の規模
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
首都直下地震M7（立川市直下）	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部の地域で震度7が想定される。
曾根丘陵断層地震	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。

身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
富士川河口断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

## （２）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（R5年5月）によると、本村の人的被害は、次のとおりです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（令和8年3月））

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	0	0	0
首都直下地震M7（立川市直下）	0	1	0	1
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	—	—	—	—
曾根丘陵断層地震	—	—	—	—
扇山断層	—	—	—	—
身延断層	—	—	—	—
塩沢断層帯	—	—	—	—
富士川河口断層帯	0	0	0	0

首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	0	3	0	3
--------------------	---	---	---	---

### （3）建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（R5年5月）によると、小菅村建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（令和8年3月）） （単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	1	0
首都直下地震M7（立川市直下）	2	7	9
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0
曾根丘陵断層地震	0	0	0
扇山断層	0	0	0
身延断層	0	0	0
塩沢断層帯	0	0	0
富士川河口断層帯	0	1	1
首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	4	14	18

## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅建築時期別の状況等

令和7年度末の調査によると、小菅村内の住宅総数は473戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、208戸で全体の44%を占めています。(表1-4)

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数				
471	昭和55年以前 の住宅 ※	208 (44%)	昭和56年以 降の住宅 ※	263 (56%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている課税台帳が年をまとめているので、便宜的に昭和55年以前と昭和56年以降で分けています。

小菅村の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99%を占めています。また、戸建て住宅の45%が昭和55年以前に建築されています。

一方、共同建て住宅においては、昭和56年以降公設の教職員住宅等が6棟となっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸(戸建て)、棟(共同建て))

住宅総数							
①		471	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅		
			208		263		
		②	構成比	③	(③/②)	④	(④/②)
			(②/①)				
戸建て	465	99%	208	45%	257	55%	
共同建て	6	1%	—	—	6	100%	

### (2) 住宅の耐震化の現状

旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するものは推定で14戸、これに新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数(263戸)を耐震性がある住宅とし、村内の住宅の耐震化率は、令和7年度末で58%と推計されます。(表1-6)

表 1-6 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅 ⑥	耐震性を有する住宅 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 (令和7年度未推計値) ⑧ (⑦/①)	
	②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施した もの ④				耐震性が無いもの ⑤
471	208	14	0	194	277	58	

(3) 特定建築物等<sup>※</sup>の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、4棟あります。そのうち3棟が昭和55年以前に建築されたものですが既に耐震改修工事を実施しているため耐震化率は100%となります。(表1-7)

表 1-7 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年以前の特定建築物等			昭和56年以降の特定建築物等 ⑥	耐震性を有する特定建築物等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 (令和7年度未推計値) ⑧ (⑦/①)	
	②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施した もの ④				耐震性が無いもの ⑤
4	3	0	3	0	4	100	

※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第6条に規定する「特定建築物」(建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物)と区別している。

- ・法第6条第1号に規定する建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。)

- ・法第6条第2号に規定する建築物(以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。)

- ・法第6条第3号に規定する建築物(以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。)

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-8）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」（単位：棟）

区分	用途	昭和55年以前の建築物 ①	昭和56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (令和7年度末) ⑤ (④/③)	
災害時の拠点となる建築物	村役場 小・中学校	3	0	3	3	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		村	3	0	3	3	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	
不特定多数の者が利用する建築物	中央公民館	1	0	1	1	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		村	1	0	1	1	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	
計		4	0	4	4	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		村	4	0	4	4	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	

### 3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和17年度末における住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化率については、国において、令和17年までに住宅の耐震性が不足するものを「おおむね解消する見込み」とすることを目標としており、「山梨県耐震改修促進計画」においても、同様に令和17年までに「おおむね解消する見込み」とすることを目標としています。しかし、本市における令和7年度末時点の住宅の耐震化率は、目標値95%に対して58%にとどまっており、目標値を大幅に下回っております。このため、今後も各種施策を的確に実施し、住宅の耐震化をさらに促進していく必要があります。こうした状況を踏まえ目標値を引き下げ修正し、令和17年度末における住宅の耐震化率を90%とする目標を設定いたします。（表1-9）

表 1-9 令和 7 年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和 55 年 以前の住宅 ②			昭和 56 年以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (令和 7 年 度末推計 値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率 (令和 17 年度末 値) ⑧ (⑥/①)
		耐震性 を有す るもの ③	耐震性 が無い もの ④					
令和 7 年 度	471	208	14	194	263	277	58%	
令和 17 年度	451	186	141	45	265	406		90%

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標設定

・村有建築物については、平成 29 年度に中央公民館の耐震改修工事を行ったため耐震化率が 100% になりました。

・民間建築物については、現在のところ特定建築物はありません。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の令和 17 年度末における耐震化率は、100% とします。(表 1-10)

表 1-10 令和 7 年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物等の総数 ① (②+⑤)		昭和 55 年以前の 特定建築 物等 ②			昭和 56 年以降の 特定建築 物等 ⑤	耐震性有 の特定建 築物等 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (令和 7 年 度末推計 値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率 (令和 17 年度末 値) ⑧ (⑥/①)
		耐震性 を有す るもの ③	耐震性が 無いもの ④					
令和 7 年度	4	3	3	0	1	4	100%	
令和 17 年度	4	3	3	0	1	4		100%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の2つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。（表1-11）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物

表1-11 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
（単位：棟）

区分	用途	令和7年度末現在					耐震化率の 目標 (令和17年 度末)	
		昭和5 5年以 前の建 築物 ①	昭和5 6年以 降の建 築物 ②	建築物 数 ③ (①+② )	耐震性 有建築 物数 ④	耐震化率 (令和7 年度末) ⑤ (④/③)		
災害時の 拠点 となる 建築物	村役場 小・中学校	2	1	3	3	100%	100%	
	公共建築 物	県	0	0	0	0	—	—
		村	2	1	3	3	100%	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	—	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築 物	中央公民館	1	0	1	1	100%	100%	
	公共建築 物	県	0	0	0	0	—	—
		村	1	0	1	0	0%	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	—	
計		3	1	4	4	100%	100%	
	公共建築 物	県	0	0	0	0	—	—
		村	3	1	4	4	100%	100%
	民間建築物	0	0	0	0	—	—	

#### 4 村有建築物の耐震化の目標等

村有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

##### (1) 村有建築物の耐震化の現状

現在、村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は4棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは3棟になります。この3棟につきましては、耐震改修を実施しているため耐震化率は100%となります。（表1-11）

##### (2) 村有建築物の耐震化率の目標設定

村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の令和17年度末における耐震化率の目標は、100%とします。（表1-12）

表 1-12 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化率の目標

(単位：棟)

区 分	令和7年度末の耐震化率	令和17年度末の耐震化率の目標
災害時の拠点となる建築物	100%	100%
不特定多数の者が利用する建築物	0%	100%

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と小菅村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、小菅村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

#### (1) 小菅村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

#### (2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第6条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

#### (3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

小菅村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

#### (1) 住宅に関する支援策

現在、小菅村が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

### ① 木造住宅耐震診断事業

事業内容	木造住宅の耐震診断に対する補助
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	小菅村
補助率	10/10（国1/2、県1/4、村1/4）
補助限度額	66,000円

### ② 「わが家の耐震化」支援事業木造住宅耐震改修事業

事業内容	木造住宅の耐震改修等に対する補助 ①設計+耐震改修 ②設計+建替え ③耐震シェルター
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	①・② 国4/10、県3/10、村3/10 ③ 2/3（県1/3、村1/3）
補助限度額	①・② 1,437千円 ③ 240千円

## （2）特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、県と小菅村の適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### （1）専門技術者紹介体制の整備

村内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、（一社）山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。また、耐震改修事業を促進するため「低コスト工法研修会」の研修修了者の紹介体制を整備いたします。

## (2) 村民への住宅耐震化の啓発

村民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

### (1) 地震発生前の対策

地震による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁などの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、小菅村では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう今後も引き続き、適切に指導します。

#### ① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、特に避難路、通学路に面したブロック塀等について、所有者の皆様の自主的な点検や注意喚起をお願いするとともに転倒する危険性のある箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。特に指導する避難路、通学路とは、学校安全計画に基づく通学路、緊急輸送道路、住宅や事業者等から避難所、避難地等へ至る経路（避難路）とします。

#### ② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

### (2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度<sup>※</sup>に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

### (1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路(耐震診断の義務付け対象道路)

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「小菅村防災計画」等で地震時通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線	起終点
一般国道	国道139号	小菅村境から大月市までの間
		小菅村境から奥多摩町までの間
主要地方道	上野原・丹波山線	上野原市境から丹波山村境までの間

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、村民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 相談体制の整備及び情報提供の充実

小菅村では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、村民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする村民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

### 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

小菅村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの配布等により、村民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

### 3 低コスト工法導入促進活動

耐震啓発のため個別訪問時に、低コスト工法研修会修了者が同行し、所有者に耐震改修工事の内容を分かりやすく説明することで、耐震改修工事費用に要する負担を軽減し、耐震化を促進します。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、小菅村では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事を実施されるよう、パンフレットの配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

### 5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、小菅村では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

### 6 戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士会等が連携し、村内の対象建築物の所有者に戸別訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介を実施します。

### 7 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項

### 1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、小菅村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

### 2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

# 小菅村耐震改修促進計画

## 改訂版

令和8年3月改定

発行 早川町役場 振興課

住所 〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村4698番地

電話 0427-87-0111 (代表)